

申告相談日程表

《各会場の開館(受付開始)時間》 午前8時(阿仁合地区・前田地区は8時30分/大阿仁地区は9時)

《申告相談時間》 午前9時～正午 及び 午後1時～終了まで(ただし、受付時間は午後3時まで)
(阿仁合地区・前田地区は9時30分～/大阿仁地区は10時～)

◆会場の変更について、昨年の「前山森林交流センター」から「今泉交流センター」に、「森吉コミュニティセンター」から「森吉庁舎」に変更になります。日程表を確認のうえ申告会場にお越しください。

◆午前中の受付は、混み具合によって人数制限をする場合があります。

◆各会場の駐車場は積雪状況により、十分な駐車スペースが確保できない場合があります。

◆指定対象地区の会場・日時の変更を希望される方は、前日までに電話連絡(☎62-1116)をお願いします。



日	曜	鷹巣地区	申告会場	日	曜	合川・森吉・阿仁地区	申告会場
2/7	木	本郷 根木屋敷 妹尾館 中畑 大畑 横瀨	七日市基幹センター	2/5	火	比立内 新町 比立内下町 幸屋渡	大阿仁出張所 ※10:00～
8	金	葛黒 与助岱 三ノ渡 黒森 松沢 明利又 上舟木 下舟木 吉ヶ沢 深沢 品類 岩脇 吉野		6	水	打当 前山 中村 打当内 戸島内 榎木沢 小倉 野尻 長畑 菅生 新中 幸屋 岩野日沢 鳥坂	
12	火	小森 四渡 坊山 湯ノ岱 中屋敷		7	木	荒瀬 荒瀬川 鍵ノ滝 萱草 伏影 根子 笑内	
13	水	脇神 上野 藤株 小摩当 高村岱	沢口林業センター	8	金	下新町 上新町 畑町 畑町東裏	阿仁ふるさと文化センター ※9:30～
14	木	上町 向黒沢 前野		12	火	新町 上岱 大町 横町 真木沢 湯口内	
15	金	下町 大堤 昭和	綴子基幹センター	13	水	小様 小淵 吉田	合川農村環境改善センター (合川公民館)
18	月	小田 田子ヶ沢 松原 糠沢 大畑 二本杉 岩谷		14	木	李岱 東根田 西根田	
19	火	前山 今泉		15	金	福田 新田目 明田 八幡岱 美栄 林岱 羽根山	
20	水	黒沢 深関 相善町 羽立	◆今泉交流センター	18	月	三木田 鎌沢 雪田 杉山田	四季美館 ※9:30～
21	木	大町 上町 街道町 新屋敷町		19	火	木戸石 増沢	
22	金	太田 摩当	坊沢公民館	20	水	羽立 芹沢 大内沢 三里 摩当	◆森吉庁舎 (2階)
25	月	あけぼの町 岩坂 大沢 李岱 田沢		21	木	松ヶ丘 下杉	
26	火	掛泥 太田屋敷後 高野尻 高野尻団地		22	金	川井 道城	
27	水	佐助岱 湯車 緑ヶ丘 蟹沢 南鷹巣		25	月	上杉 上杉団地 桃栄 金沢 金沢団地 弥栄	
28	木	田中 胡桃館 南田中		26	火	合川 梅栄	
3/1	金	住吉町 花園町		27	水	桂瀬 上羽立 下羽立 惣内 桂坂 通り町	
3	日	鷹巣地区で平日に申告できない方		28	木	陣場岱 神成 五味堀 柏木岱 大岱	
4	月	西陣場岱 高森岱 石ノ巻岱 堂ヶ岱 舟場 川口 小ヶ田		3/1	金	根森田 巻淵 堺田 細越 止 羽根川 新屋布 小又	
5	火	舟見町 新舟見町		4	月	下前田 鍛冶町 八幡森 前田駅前 工場地帯 宮ノ下 新ノ又 平里	
6	水	米代町 元町 西屋敷 柳中 下家下 東上綱		5	火	御嶽 本城御嶽 本城上 本城下 本城荒町 本城町屋 長下 滝ノ沢 御狩屋 松栄	
7	木	宮前町 旭町 松葉町 掛泥向	6	水	大杉 裏町 学校通り 根小屋 日栄 鶴田 長野 米畑 中新田 大沢		
8	金	東横町 大町 幸町 内幸町 東中岱 平成町	7	木	寄延 冷水岱 浦田 大淵 白坂山崎 長野岱 高校通り		
11	月	材木町 伊勢町	8	金	向本城 川向 駅前 新丁 本丁		
12	火		10	日	合川・森吉・阿仁地区で平日に申告できない方		
13	水	鷹巣地区で指定日に申告できなかった方	11	月	七曲 松山町 伊勢ノ森 新町 横町 大町 中道岱		
14	木		12	火			
15	金		13	水	合川・森吉・阿仁地区で指定日に申告できなかった方		
			14	木			
			15	金			

☆日曜日は大変混み合うことが予想されます。できるだけ指定対象地区の指定日にご相談ください。

申し込みを随時受付中



防災ラジオは、全国瞬時警報システム(Jアラート)による緊急地震速報、国民保護情報や災害時における緊急情報のほか、平常時には、市からのお知らせを市民の皆さんへ直接伝えるためのラジオです。大雨や台風などの荒天時でも室内で防災ラジオを聞くことができ、災害などの緊急時には避難情報など、市民の皆さんへ適切な防災情報をより確実に伝達するための「防災ラジオ」を無償で貸与します。

貸与対象

- ①市内に住所を有しており、かつ、居住している世帯の世帯主
- ②市内に住所を有する事業所(住居と一体となった事業所は除く)

防災ラジオ本体



貸与台数

- ◆1世帯及び1事業所あたり1台(無償貸与)

申込方法

- ◆総務課危機管理係又は各総合窓口センターまで、申請用紙を提出してください。
- ※申請用紙は、最寄りの窓口(本庁舎総務課危機管理係又は各総合窓口センター)に備え付けています。また、市ホームページからダウンロードできます。
- ※聴覚障害を理由として、身体障害者手帳の交付を受けている方の属する世帯は、文字表示機能付き防災ラジオを申請することができます。

機能

- ◆緊急放送の場合、ラジオを聞いていない状態でも自動的に電源が入り放送が流れます。
- ◆聞き直し機能がありますので、最後に受信した放送を繰り返し聞くことができます。
- ◆放送内容が、防災ラジオから音声合成で流れます。
- ◆AM・FMラジオとしても利用することができます。(注:受信環境はこれまでと同じです)

放送内容

- ◆緊急放送
 - ▽Jアラートによる弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報、緊急地震速報、気象などの特別警報
 - ▽避難に関する情報(避難勧告、避難指示など) ▽緊急性の高い情報 など
- ◆一般放送
 - ▽気象警報、市からのお知らせ など



注意事項

- ◆防災ラジオは、市からの貸与品となりますので、大切に扱ってください。
- ◆防災ラジオの電源は、ACアダプタ及び乾電池(単3形アルカリ乾電池3本)を使用します。
- ◆防災ラジオの維持管理(電気代や乾電池など)に係る経費は、各自の負担となります。
- ◆防災ラジオを他の人への譲渡、貸与又は担保に供するなどの行為はできません。
- ◆防災ラジオを故意に壊した場合を除き、市が修繕費用を負担します。
- ◆貸与申請内容に変更が生じたときは、変更の届出をしてください。(世帯主名、住所など)
- ◆事業所の廃止や、転出・死亡等により世帯がなくなった場合、防災ラジオは返還願います。

お問い合わせ先

総務課危機管理係 ☎62-6602